



発行元：株式会社サポート・ワン・サービス
 愛知県津島市愛宕町四丁目113 〒496-0036
 代表TEL：(0567) 26-3921
 FAX：(0567) 26-3922
 ホームページ <http://www.s-o-s.co.jp>

たこ焼き&その傍らで/ナイス・デイ



おやつにたこ焼き作りをしました。焼き上がり待ちに待っていますとばかりにジューーっと眺めている利用者さん達。でも、その傍らで一生懸命雑巾作りをしている方もあり。みんな一緒に、それぞれの楽しみを持ちながら時間を過ごしてもらえたらいいですね。食べる楽しみも大切。自分ができることを続ける姿勢も大切です。誰でも同じ、集中してやっていることを中断するのは自分で「ひと区切りついた」と思った時です。



知らないや学べ！！ (パート13)

在宅生活をしていて介護保険サービスを利用したいとき、大半の方は居宅介護支援事業所と契約し介護支援専門員(通称:ケアマネさん)に相談して、プラン立案・事業者選びなどを一緒に行うことから始まります。

ケアマネは本人や家族の意向、心身の状況や環境を踏まえ、その人に応じた生活の課題等を分析し、居宅サービス計画書(ケアプラン)を作成しますが、それは下記のように大きく3つに分かれています。

居宅サービス計画書(1)本人や家族の生活に対する意向や総合的な援助の方針など計画の大きな方向性が示されたもの

居宅サービス計画書(2)生活の課題や目標、援助内容が書かれたもの

居宅サービス計画書(3)一週間のサービス内容を示したもの

ケアマネは、居宅サービス計画を作成し本人等に同意を得ます。その後、居宅サービス計画書を各サービス提供事業者にも配布し、本人がサービスを利用する目的や目標を明確に伝えるのです。また、居宅サービス計画は最初に一度作成すればそれでお終いという訳ではありません。ケアマネは、「その計画に従ってサービスがきちんと実施されているか」「心身や環境の変化などで他に困難が生じていないか」等のことを確認するため利用者の居宅を1ヶ月に1回は訪問(面接)します。利用者やご家族は、「公正中立」な立場であるケアマネの存在があるからこそ素直に意見を伝えることが容易になります。ケアマネはそれを受け止め、サービス提供事業者との調整を行うことで、計画全般等を見直す必要性の有無を探ります。

居宅サービス計画書とは、利用者の状態や希望を明確な文書として残し、どのようなサービスを利用するのか等を確定させる重要な書類。もしも、ケアマネが居なかったり、この計画書が無かったら……、各サービス提供事業者は、利用者に対して同じ認識を持ちながら適切な関わりを設定することが難しかったかもしれません。

口コミで入居者が増え、ありがたいことに、現在ほぼ満室です。

歩く歩く/愛宕の家



入居者が数名だったころとは違い普段から掃除を念入りにおかないとあっという間に床が真っ黒!! なにせ、認知症のなせる業なのかあの人もこの人も夜中に歩いています。(これを介護用語では徘徊といいます)疲れてちょっと眠って、また起きて歩く。この繰り返し。

訪問介護や通所介護、また、居宅介護支援の事業所などは、管轄の警察署

駐車許可証/ナイス・ケア



に毎年申請書を提出して「駐車許可証」なるものをいただいています。何かというと、各利用者さん宅を訪問している間、路上駐車をすることが多々ありますが、きちんと住所地等を申請し、許可証が車に掲示されていれば違法駐車扱いにならない許可証です。しかし、その許可証を不当に申請・使用する件数が多いのか、今回の申請時には道路地図等の膨大な資料を添付したにも関わらず、「利用者宅から100M以内の6M幅の道路に駐車していれば違法駐車にはならないからそういう場所を探して停めてもらえば」と、申請件数を減少させたいような発言あり。そこでお願いです…。ご自宅付近等に駐車スペースが確保できる場合は、随時ヘルパーに教えて下さい。

最低3時間~/つしま紹介所

家政婦さんは、3時間以上1時間単位～泊り込みまで、必要に応じてご利用の想定が可能。自宅の掃除や買物、もちろん介護も行えますよ。短時間利用でよく申し込みを受けるのは、通院の付き添いや掃除。介護保険では重度の要介護度と認定された人以外は通院時のヘルパー利用が困難ですし、同居家族が居たり、日常生活上使用していない部屋に関しては掃除を行うにも制限がかかります。実際には、いつぶんについて転んでしまうか分からないというような不安を抱えて外出している人は少なくありませんし、日常的に使用しない部屋でもきれいにしておくのがいい…ということも多いのでは?掃除のプロを頼むほどでもない。そんな時は家政婦さんの出番ではないでしょうか。

小規模多機能は居宅介護/ナイス・ホーム

スタッフ間で小規模多機能型居宅介護について共通の認識を持ちたい!そこで、「小規模多機能型居宅介護ってなんだと思う?」をテーマに話し合いをしました。「親戚の人と話をしていたら多機能っていうからは障害者も対象だと思っていたみたい。」『大きな施設が開設した小規模多機能型居宅介護事業所に見学に行ったらど利用者が居ないって言われてどんなイメージなのか掴めなかった。』『インターネットで検索して情報収集したら、「通い」や「泊まり」の利用ばかりで、「訪問」の利用が少ないみたい』『居宅介護が見つから、利用者さんの生活拠点は自宅なんだよね。』等々。色々なイメージや想定が聞こえてきた中で最終的にたどり着いたのは、小規模多機能型居宅介護はあくまでも「在宅生活を支えるための制度」という考え方でした。その通りですね。登録制・定額(低額?)利用の中で、3つの機能「通い」「訪問」「泊まり」の組み合わせ(プラン立案や臨機応変な対応)が最重要課題になります。次回は3つの機能について話しましょう。



車が遊園地/社内託児

子供の考えることは時代を超えて今も同じではないでしょうか…。愛宕の家の前に車を止めておいたら、いつの間にか遊具になってしまった(笑)しかも、実際にライトもカチカチと点けたり消したり、クラクションを鳴らしたり、こんなおもしろい遊具はなかなかないですね。微笑ましくてしばらくの間眺めてしまいました。



日々の動きが大切/ナイス・デイ



愛宕の家の入居者の方も、日中、1階のナイス・デイを利用しています。ちょっと体調が悪い時などエレベーターを利用して2階に送迎しますが、それが癖になり、ふと気付けば体調の良い時もエレベーターを使ってしまっているのではないですか。いかん、いかん!!これでは歩く機会を減らし歩かなくさせてしまうようなもの。さあ、えっちらおっちら階段使って帰りましょ

まだ始まったばかり/ナイス・ホーム

通いの延長や泊まり、また臨時的訪問利用がありました。家族の仕事が忙しい期間であったり、急だけどちょっと息抜きをしたかったりと理由は様々ですが、相手の様子を感じながら臨機応変な利用を提案したり承諾したりしています。6月、登録者は3名になりました。少しずつ制度の良い面が見えてきているように思います。



編集後記

歳を取るほど、一日が短く感じるようになった気がします。(自分ではまだ若いと思っているのですが…。世間ではおばさん??)以前、ラジオで聞いた話では、「生まれてから二十歳になるまでの時間」と「二十歳から寿命までの時間」の感覚は違うのだそうです。誰にでも時間は平等に一日24時間ですが、その話に妙に納得したことを覚えています。6月10日は時の記念日。自分の時間はいくらでも自分で工夫が出来るはず。時間の大切さをかみしめ、1日1日を丁寧に過ごしていきたいと思えます。充実した時間を過ごすのは何よりも素敵な贅沢かも(M)